

○竹原市伝統的建造物設置及び管理条例（平成16年3月23日条例第2号）

別表（第7条関係）

入館料			
旧松阪家住宅		19歳以上の者300円	
旧光本家住宅			
旧森川家住宅		19歳以上の者400円	
施設利用料			
旧松阪家住宅			
	主屋	3時間まで	6,970円
	(4.5畳, 8畳, 8畳, 6畳, 8畳, 8畳, 6畳, 7.5畳, 8畳, 3畳)	3時間を超え1時間ごとに	2,320円
旧森川家住宅			
	茶室	3時間まで	3,140円
		3時間を超え1時間ごとに	1,040円
	主屋北半分	3時間まで	4,220円
	(4.5畳, 6畳, 6畳, 6畳, 3畳, 4.5畳, 6畳, 4.5畳)	3時間を超え1時間ごとに	1,400円
	主屋南半分	3時間まで	7,670円
	(6畳, 6畳, 8畳, 7.5畳, 12.5畳, 12.5畳, 10畳, 10畳)	3時間を超え1時間ごとに	2,550円
	離れ座敷	3時間まで	2,340円
	(8畳, 10畳, 4.5畳)	3時間を超え1時間ごとに	780円
	隠居部屋（6畳）	3時間まで	620円
		3時間を超え1時間ごとに	200円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日における施設利用料は、この表に定める額の1割を加算した額とする。
- 2 商品の宣伝販売を目的として利用する場合の施設利用料は、この表に定める額の10割を加算した額とする。
- 3 竹原市民以外のものが利用する場合の施設利用料は、この表に定める額の3割を加算した額とする。